附　則

（施行期日）

1　この府令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第五条の規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行後に開始される特定放射性同位元素を含む放射性同位元素等の運搬についてこの府令の施行前にした改正前の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第二条の規定による届出書の提出は、改正後の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（以下「新府令」という。）第二条の規定に基づいてしたものとみなす。

3　前項に規定する届出書の提出をした者は、この府令の施行後当該運搬が開始されるまでの間に、新府令別記様式第一の注6に規定する記載事項のうち当該届出書に記載されていないものを当該放射性同位元素等の発送地を管轄する都道府県公安委員会に申し出なければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第２（第３条関係）

放射性同位元素等運搬指示書

第　　号
年　　月　　日

殿

公安委員会　印

放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第６項（法第25条の５の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、別記１の放射性同位元素等の運搬について、別記２のとおり指示する。

別記１

整　理　番　号	
届　出　年　月　日	
運搬予定年月日	

別記２

指　示　事　項	

別記様式第２（第３条関係）

放射性同位元素等運搬指示書

第　　号
年　　月　　日

殿

公安委員会　印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第６項の規定により、別記１の放射性同位元素等の運搬について、別記２のとおり指示する。

別記１

整　理　番　号	
届　出　年　月　日	
運搬予定年月日	

別記２

指　示　事　項	